

10 自治会町内会の法人化について



1 法人化の意義

自治会町内会が会館などの資産を保有する場合、通常は団体名義による登記ができません。しかし、代表者個人または共同名義で登記した場合、名義人の死亡による相続問題や個人負債による差押えなど財産上の問題が生じる場合があります。

そのような問題を解決するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会町内会が認可地縁団体として法人化すれば、財産を団体名義で登記できるようになりました。

この度、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

2 自治会町内会の意思決定

法人化したい場合には、事前に現行の規約(会則)に基づく総会を開催し、法人認可申請の可否について意思決定をします。意思決定後、認可申請に必要な次の点について審議し、承認を受けます。

- ① 法人としての規約(会則)の制定
- ② 区域の確定
- ③ 構成員の確定

3 区役所への法人認可申請

意思決定後、法人認可申請書類を区役所に提出します。

- ① 規約(会則)
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
(議長と議事録署名人の署名・押印がされた総会議事録等の写し)
- ③ 構成員名簿
- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等)



4 法人としての印鑑登録・印鑑登録証明

法人認可後、代表者の印鑑を登録することができます。登記や融資を受ける場合などで代表者印を押印する場合に必要となります。

印鑑登録には、代表者個人の印鑑登録証明書とその印鑑、そして団体代表者の印鑑が必要となります。

ただし、印鑑登録は届出代表者が変更となると、自動的に抹消されます。

※ 詳細は、区役所地域振興課地域活動係(954-6091)までお問い合わせください。

きらっとあさひプラン

第4期 旭区地域福祉保健計画 令和3年度～7年度

○ 身近な地域での見守り・支え合い

現在の地域社会は、少子高齢化などによる家族形態の変化や、就労・子育てなどのライフスタイルの変化とともに、隣近所との関係性の希薄化が進んでいます。加えて、中高年の子どもの生活を高齢の親が支える「8050 問題」や介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような中でも、日頃から声をかけ合い、さりげなく気づかうことで、誰もが孤立せず、困ったときに相談したり、支援につなげたりできる関係＝「見守り・支え合い」が大切です。それは『きらっとあさひプラン』で目指す姿でもあります。

○ きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）とは

旭区に住むすべての方が地域で支え合い、安心して自分らしく暮らせるようにするための計画です。住民や地区連合自治会町内会などの住民自治組織・事業者・公的機関（区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が協働し、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進め、地域の福祉保健課題を解決するために策定・推進しています。

第4期計画では、新たな『基本理念』を掲げ、目指すまちの姿を設定し、「区全域計画」と19地区の「地区別計画」で基本的な考え方を共有しています。

きらっとあさひプラン（第4期旭区地域福祉保健計画） 令和3～7年度

基本理念

地域で支え合い 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

目指す姿

- 1 誰もが、ともに生きるまち
- 2 みんなが、声をかけあえるまち
- 3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

各地区で自治会町内会や地区社会福祉協議会など様々な団体が、交流や見守り・支えあい活動などに取り組んでいます！

区全域計画

- 区全体の共通課題、基本理念や基本目標を実現するための取組
- 地区だけでは解決することが難しいことを支援するための取組

地区別計画

- おおむね19地区の連合自治会町内会で策定・推進する計画
- 目指すべきまちの姿や地区の様々な課題に対し、地区の皆さんが主体的に進める取組



知い合い — をつ — 支え

いざ! といふとき
たすけあう

避難場所や備蓄の確認、
訓練などを行います。
災害時に助け合います。



やっぱり、頼りになるのは
ご近所ですよ



防災

安心 して暮らせる

いつも
ありがとう!

防犯灯の設置や
まちのパトロール、
子どもたちの
見守りをします。

防犯・交通安全

自治会町内会

地域の人が集まり、
交流し親睦をはかります。
いざという時に助け合える
住民同士のつながり（絆）
を育みます。

困っていることを相談したり、
地域に知っている人がいると
安心につながります。

きれい
なまち

資源集団回収や
まちの清掃を行います。

ごみ（資源）を集め
市役所に持って行って
もらいます。

豊かな自然

環境・美化



区役所のほか、
警察や消防、
土木事務所、学校、
商店街などいろいろな
ところと連携するよ

合って暮らそう

一人ではできないけれど、
みんなで協力するとできることって、
いっぱいあるね。



ふるさと

を感じる



運動会や
文化活動、
お祭りや
餅つき大会などを
行います。

お祭り

文化・スポーツ

旭区には
約240の
自治会町内会
があるよ。



旭区には
19の地区連合が
あるんだよ。



知り合う・支えあう

お年寄りや子どもに
声をかけたり、かけられたり。

ご近所に知り合いが
増えます



福
康

ご近所の福祉



区連会

※

地区連合会長が月に一度集まります。
地区連合同士や区役所などと
意見交換を行います。

独自の取組や行政と協働により
課題解決に取り組みます。

※「区連会」は、
「旭区連合自治会
町内会連絡協議会」
の略称です

地区連合 自治会町内会

自治会町内会長たちが集まり
地区ごとに連合をつくります。

1つの自治会町内会では
解決が難しい地域の課題に
皆で協力して取り組みます。



自治会
町内会



情報共有